

## 平成 19 年度第 1 回東京都工事成績評定苦情審査委員会議事概要

1 日時 平成 19 年 7 月 18 日(水) 14 時から 19 時 15 分まで

2 場所 東京都庁第二本庁舎 31 階 23 特別会議室

### 3 議案

#### (1) 苦情申立て議案等

- ・東京都建設局建設事務所発注路面補修工事に関する苦情申立て
- ・苦情申立者 東京都工事登録企業（道路補修工事 B 他）
- ・苦情申立先 東京都建設局第六建設事務所（契約担当者等）

#### (2) 経過

平成 19 年 1 月 24 日 工事完了  
4 月 12 日 工事成績評定通知者が請負者より苦情申立書を受理  
5 月 9 日 東京都建設局工事成績評定苦情審査委員会開催  
6 月 8 日 契約担当者等が請負者より再度苦情申立書を受理  
7 月 18 日 平成 19 年度第 1 回東京都工事成績評定苦情審査委員会開催

#### (3) 苦情申立内容

- ・工事成績評定期間中、特に「法令遵守」に関連する評定について、当初のトラブルを根に持ち、感情的な背景を基に終始意識的にマイナス評価となるよう、根拠になる材料を作成、積み上げたと思えぬ対応の仕方であった。

### 4 審査及意見の取りまとめ

#### (1) 全体意見

- ・苦情申立者の苦情申立書、契約担当者等の見解書及び意見聴取結果等を総合的に審査した結果、苦情申立者の主張を認めるに足りる心証は得られなかった。よって、本件申立ては、正当な理由があるものとは認められないと判断する。

#### (2) 付帯意見

- ・契約担当者等は、苦情申立者が工事成績評定説明時に、工事成績評定結果の詳細について説明を求めたにもかかわらず、説明が不足していたのではないかと考えられる。苦情申立者に成績評定の詳細な根拠を示し、相互理解を図るよう努力すべきである。
- ・配置技術者の資質というような評価項目について、判断基準を明確にする等評定基準及び評定方法のあり方について、見直し、改善に努める必要がある。
- ・契約内容の履行に見合う適切な対価を確保するよう、発注者に注意喚起する必要がある。
- ・各局工事成績評定苦情審査委員会は、現場により近い立場として、苦情申立て事項のみならず、成績評定結果全般の適正性について、審査するよう運営されるべきである。

以 上